

## 社会医学系専門医制度（JBPHSM）ZENHO通信（No.3）

平成29年11月15日発行  
全国保健所長会

### ◎2018年度の経過措置専門医・指導医の申請が12月に始まります！

2018年4月1日現在で、医歴5年以上で社会医学系活動経験が3年以上の方は経過措置専門医に、医歴10年以上で社会医学系活動経験が5年以上の方は経過措置指導医に申請が出来ます。今回から在籍証明書が不要となりました。社会医学系専門医協会加盟8学会に入会していることが条件となります。詳しいことは社会医学系専門医協会ホームページをご覧ください。

経過措置専門医の申請は最後となります。2019年度からは専門医認定試験を受ける必要があります。また、経過措置指導医は、経験のみでの申請は最後となります。2019年度と2020年度は、基本プログラムの受講修了が条件となります。保健所等の公衆衛生医師の方へ情報提供をお願いします。

申請期間は12月1日～12月31日の1か月間ですので、ご準備ください。

### ○ブロック別指導医講習会の実施状況

- ・8月31日（木）「北海道ブロック」（22名参加、講師：大阪府 宮園所長）
- ・9月21日（木）「九州沖縄ブロック」（36名参加、講師：鹿児島県 宇田会長）
- ・10月2日（月）「近畿ブロック」（36名参加、講師：大阪府 宮園所長）

### ○行政プログラムに関するシンポジウムのお知らせ

平成30年1月29日（月）16:40～17:40 タワーホール船堀（東京）において、指導医講習会の位置づけでシンポジウムを行います。先行している島根県、宮崎県、千葉県、東京都の取組をさまざまな立場で報告していただきます。全国保健所長会研修の1日目ですので、どうぞご参加ください。

### ○社会医学系専門医制度の活用状況調査結果について（特集号で報告します）

自治体における社会医学系専門医制度の活用状況調査を9月に実施しました。回答率は83.7%でした。ご協力ありがとうございました。

### ○専門研修プログラムの認定状況について

社会医学系専門医協会ホームページに認定マップが掲載されています。8つの自治体が空白となっておりますので、4月開始に向けて、3月開催の研修プログラム認定委員会までに申請いただきますようお願いいたします。（現在、行政プログラムでは、新潟県と静岡県が申請中、厚生労働省も今後申請予定です）

発行責任者：清古愛弓（公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会委員長）